

## 玉縄行政センター自動ドア保守点検仕様書

### (業務の目的)

第1条 発注者は、次の各号に定める業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

- (1) 契約対象設備 SOV両引型3台、片引型1台
- (2) 定期点検業務 受注者は別紙自動ドア保守業務仕様書に基づき技術者を派遣し、9月、及び3月に契約対象設備の定期点検業務を行う。
- (3) 保守業務 発注者の要請に基づき契約対象設備の修理が必要な場合、受注者は技術者を派遣し、迅速に修理を行う。

### (保守時間)

第2条 定期点検業務は受注者の定める時間帯（月～金曜日、午前8時40分～午後6時）に実施するものとし、土曜日、日曜日、祝日、1月1日から1月3日及び夜間作業の場合は、その費用を別途発注者が負担する。

2 保守業務は受注者の定める時間帯（月～土曜日、午前8時40分～午後6時）に実施するものとし、日曜日、祝日、1月1日から1月3日及び夜間作業の場合は、その費用を別途発注者が負担する。

### (契約対象外作業)

第3条 受注者が第1条の定期点検業務及び保守業務を行うに際し、有償部品交換、分解整備が必要となった場合には、発注者の承諾後作業を行い、その費用を別途発注者が負担する。

### (保守に対する協力)

第4条 発注者は受注者の派遣する技術者が実施する定期点検業務及び保守業務に対し、円滑に遅滞なく完了するよう調整を図る。

### (契約履行の場所)

第5条 契約履行の場所は、次のとおりとする。

鎌倉市岡本二丁目16番3号 鎌倉市玉縄行政センター

### (業務の着手)

第6条 受注者は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

### (検査等)

第7条 受注者は、業務が完了したときは、速やかに点検報告書を提出し、検査を受けるものとする。

2 前項の検査に合格したときをもって、業務を完了したものとする。

3 発注者は、第1項の届出があったときは、速やかに検査を完了させるものとする。

## 自動ドア保守点検業務仕様書 (SOVタイプ)

別紙保守点検契約に基づく保守作業の作業内容については、本自動ドア保守仕様書によるものとする。

1. 保守契約における保守とは機械各部の点検調整を行い、良好な開閉状態を維持させる為のものである。
2. 契約期間内の定期点検月は、**9月及び3月の2回**とする。
3. 保守対象機械の範囲は次の通り。
  - (1) 駆動装置 (2) 制御装置 (3) 起動装置 (4) 懸架装置 (5) 電気配線で受注者の施工範囲
4. 故障時に受注者は技術員を速やかに派遣し、修理を行う。
5. 定期点検及び故障時の交換部品、分解修理は有償とする。
6. 次の部品は消耗部品として無償扱いとする。
  - (1) マイクロスイッチ (2) 戸車 (3) Vベルト (4) カーボンブラシ (5) 防振ゴム (6) 各種リレー
7. 次の場合は有償となる。
  - (1) 発注者の都合により行う工事又は改装等の為、設備の移設あるいは改修を行う時。
  - (2) 発注者の依頼により契約対象外の機器を点検・修理・調整を実施した時。
  - (3) 発注者又は第三者の不注意又は故意に機器を破損した時、又は機能を損ねた時の修理・調整。
  - (4) 受注者以外が点検・調整・修理を行った後の修理・調整。
8. 保守作業に必要な工具、油脂、ウエス、ビス、ボルト、ナット等は受注者の負担とする。
9. 発注者は管理担当を定め、常に安定した機能を発揮出来る様に心掛け、下レールの掃除、起動スイッチ・検知エリア・ドア開閉エリアに障害物を置かない様に注意する。
10. 修理時間帯による修理割増料金

区 分	曜 日	時 間 帯	割増料金(消費税を含む)
通 常	月～土曜日	8 : 4 0 ~ 1 8 : 0 0	無 し
時 間 外	月～土曜日	1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	¥ 5, 400
時 間 外	月～土曜日	2 2 : 0 0 ~ { 8 : 4 0 }	¥10, 800
休 日 対 応	日曜、祝日	8 : 4 0 ~ 2 2 : 0 0	¥10, 800
休日対応 (時間外)	日曜、祝日	2 2 : 0 0 ~ { 8 : 4 0 }	¥13, 500

{ } は翌日を示す。

### 11. 定期点検の内容

#### (1) 駆動装置

- ・ギヤーボックス 目視確認 (異音、過熱、損傷のチェック) 及び調整
- ・モーター 目視確認 (異音、過熱、損傷のチェック) 及び調整
- ・駆動、ガイドプーリー 目視確認 (磨耗、損傷のチェック) 及び調整
- ・駆動、vベルト 目視確認 (磨耗、損傷のチェック) 及び調整
- ・クラッチ 目視確認 (磨耗、損傷のチェック) 及び調整

#### (2) 制御装置

- ・本体 目視確認 (損傷、異常過熱、接続コード等の損傷、接続コネクタのチェック)

#### (3) 起動、補助光電スイッチ

- ・本体 目視確認 (損傷のチェック) 及び調整、検知エリア及び起動・安全信号の発信確認

#### (4) 扉、懸架装置

- ・吊りレール 目視確認 (磨耗、損傷のチェック) 及び取付けボルト等の増し締め及び調整
- ・ハンガー 目視確認 (損傷の有無、戸車転動面の磨耗、戸車フランジの磨耗のチェック) 及び転動時の円滑性の確認及び調整

以 上